

山梨県公報

第千六百三三号

平成十七年

九月十二日

月 曜 日

目次

告示

道路の区域変更……………

山梨県屋外広告物条例の規定による許可地域の指定の一部改正……………

六三九 六三九

公告

大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出……………
農業振興地域の区域の変更……………

六三九 六四〇

告示

山梨県告示第四百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年十月三日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年九月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小荒間長坂停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市長坂町大字小荒間字信玄原一九八三番の一地先から 北杜市長坂町大字小荒間字信玄原一九七九番の一地先まで	六・〇	六・〇	一一・六	二五・八
	二・六	二・六		

山梨県告示第四百七十一号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定(平成四年山梨県告示第百十五号の二)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から適用する。
平成十七年九月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 二の4中「並びに西八代郡三珠町」を削り、「並びにその」を「及びその」に改め、
- 二中8を削り、9を8とし、10を9とし、11を10とし、12を11とし、13を12とし、二の14中「西八代郡三珠町及び六郷町並びに」を削り、二中14を13とし、15を14とする。

公告

● 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十八年一月十二日まで縦覧に供する。
平成十七年九月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
富士急行株式会社 代表取締役 堀内光一郎	富士吉田市上吉田二丁目五番一号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 富士吉田富士急ターミナルビル
(二) 所在地 富士吉田市松山三百三十一の一番
- 2 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
駐車場の位置及び収容台数	四百七十三台	三百九十台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

八カ所

十一カ所

3 変更する年月日

平成十八年四月二十四日

三 届出年月日

平成十七年八月二十三日

● 農業振興地域の区域の変更

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、次のとおり農業振興地域の区域を変更する。

平成十七年九月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 変更に係る農業振興地域名

甲斐農業振興地域、山梨農業振興地域、笛吹・芦川農業振興地域、身延農業振興地域、北杜農業振興地域及び上野原・道志農業振興地域

二 変更に係る地域

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を山梨県農政部農村振興課及び各地域振興局農務部に備え置いて縦覧に供する。）